



告示

鳥取縣告示第二百二十一號

土地改良事業補助規程を次のように定める。

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地改良事業補助規程

第一條 知事は土地改良事業施行に依り高度の農業生産を確保するためこの規程により豫算の範圍内で補助金を交付する。

第二條補助金は市町村其の他知事の適當と認めるもの、行う次に掲げる事業に要する費用に對してこれを交付する。但し別に國又は縣から補助金、助成金又は奨励金の交付を受ける場合はこの限りでない。

(一) 暗渠排水

昭和二十三年四月三十日

外 金 曜 日

本署ノ大キサハ指定規程A列5

- (二) 客 土
- (三) 用排水
- (四) 機械揚水
- (五) 耕地整理(事務を含む)
- (六) 農道整備

第三條 補助金の率は次の標準による。

- 一、暗渠排水、客土、農道整備及耕地整理の各事業に ついてはその事業費の四割以内
 - 二、用排水事業についてはその事業費の五割以内
 - 三、機械揚水事業についてはその事業費の五割五分以内
 - 四、耕地整理事務についてはその費用の七割五分以内
- 第四條 補助金の交付を受けようとするものは申請書(第一號様式)に事業計畫書(第二號様式)を添えてこれを知事に提出しなければならない。但し法人はその事業についての收支決算書を添えること。

第五條 事業計畫書に重要な變更を加えようとするときは豫め知事に届出なければならない。
前項の届出があつた場合知事が必要があると認めるときは計畫の變更その他必要な事項を命ずることがある。

第六條 補助金を請求しようとする者は補助金請求書(第三號様式)に事業成績書(第四號様式)收支決算書(第五號様式)を添えて知事に提出しなければならない。

第七條 前條による補助金は實地検査の上これを交付する。

第八條 補助金の交付を受けた者が次の各號の一に於てはまるときは知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

- 一、この規程に違反したとき、又は不正の行爲があつたとき
- 二、事業施行の方法が不適當と認められたとき
- 三、事業の停止、廢止などにより竣功の見込がないと認められたとき

第九條 この規程により提出する書類はすべて所轄地方事務所を経由しなければならない。
附 則
この規程は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

(第一號様式)
土地改良事業補助申請
標記事業を施行致したいから御補助せられたく土地改良事業補助規程によつて申請致します。

昭和 年 月 日
住 所
事業主体

知 事 宛
(第二號様式)

- 一、計畫地域の現況
- 二、事業の目的及計畫説明
- 三、工事の仕様
- 四、工事施行により得べき増産見込數量

- 五、事業開始及終了の豫定
- 六、事業の期別豫定
- 七、事業に要する費用豫算並に明細書
- 八、設計添付圖
- 九、勞力及資材

(第二號様式)
土地改良事業補助金請求書(第一回)
一 金 圓也
昭和 年度事業のために支出した金額 圓

昭和 年 月 日 鳥取縣受耕第 號指令による
補助金御交付願いたく收支決算書を添え請求致します

昭和 年 月 日
住 所
事業主体
知 事 宛
(第四號様式)

事業成績書 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)

事業種別	施行豫定前期迄の 事業量	本期 施行量	残事業量	增收見込 米 石	麥 石
計					

(第五號様式)
昭和 年度 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日) 收支決算書

科目	前期迄 収入額	本期 収入額	附 記
計			

支 出

科目	豫算 總額	前期迄 支出額	本期 支出額	計	残 額	備 考
計						